平成２７年（フ）第４８６号
横浜市金沢区富岡西２丁目48番10号　サニーヒルズ302
破産者　石山　誠二
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９２号
静岡県藤枝市南新屋179番地の１
破産者　曽根　敏博
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２０号
静岡市葵区新間1089番地の98、旧住所静岡県藤枝市藤枝４丁目９番12号
破産者　八木　公悟
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
静岡県藤枝市駿河台２丁目11番19号、旧住所東京都北区田端新町１丁目10番11－105号レヴジュール
破産者　川村　　裕
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０号
愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方
破産者　水落　圭作
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
神奈川県藤沢市花の木９番１号　ＮＯＴＯＳＥ花の木弐番館106号、前住所愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前々住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方
破産者　水落すま子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９号
愛知県刈谷市松栄町２丁目４番地１　マンション鈴木ⅡＢ－３号、前住所愛知県高浜市屋敷町１丁目８番地９
破産者　櫻谷　章人
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
広島県東広島市西条町寺家5025番地　コーポ三宅Ａ号
破産者　神原　笑子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県松山市東長戸３丁目８番３号
破産者　堀　　勝躬
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
宮崎県都城市南鷹尾町１街区22号、破産開始時の住所宮崎県都城市鷹尾２丁目２街区８号高橋コーポ201
破産者　増田　幸子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７９号
宮崎県都城市下川東３丁目12号３番地
破産者　中馬　秀和
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４４３号
神奈川県厚木市飯山4916番地　株式会社元湯内、前住所神奈川県相模原市緑区千木良663番地２
破産者　由井みどり
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3405番地の２　原貸家２号棟
破産者　赤坂　武則
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７３８号
仙台市太白区羽黒台７番25号
破産者　畠山　洋輔
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
宮城県名取市増田２丁目１番15－508号　ダイアパレスグランテージ中央
破産者　菊池　靖浩
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３３号
埼玉県新座市東１丁目16番15号　ウィング志木205号室
破産者　金谷　正樹
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
さいたま市西区大字高木264番地１　202
破産者　三輪　武進
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係